

第1章 計画の新たな策定について

1 計画の新たな策定の趣旨

平成12年度に清掃事業が東京都から区へ移管されたことに伴い、平成12年3月に策定した荒川区廃棄物処理基本計画は、その後の社会経済情勢の変化を踏まえ、7年後の平成19年10月に改定を行いました。

この改定後、区は、基本理念である「荒川区ならではの質の高い循環型社会の構築」に向け、集団回収の実施町会の拡大や回収品目の充実、ごみ減量のための3R推進事業の展開や安全で効率的なごみ収集・運搬体制の整備などに取り組んできました。

この改定から5年が経過し、計画期間も平成23年度に終了します。

この間、区内の駅周辺市街地再開発に伴う中高層マンション建設等による更なる人口増加、景気後退の影響による産業活動の低迷など社会経済情勢の変化とともに、集団回収による資源回収の区内ほぼ全域への拡大や廃プラスチックのサーマルリサイクル（熱回収）の本格実施など、荒川区の清掃・リサイクル事業を取り巻く状況も大きく変化しています。

国においては、平成20年3月に「循環型社会形成推進基本計画」が改定されました。この計画では、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を始め、低炭素社会、自然共生社会への取組との統合等を推進することとしています。

こうした中で、区内で発生するごみ量は、減少傾向で推移し、1人当たりの資源の集団回収量は、7年連続で、23区で一番高い数値を達成しています。これは、区民・区内事業者がごみの減量や資源の分別、集団回収に多大な努力をしてきたことの結果であり、誇るべき成果です。

荒川区ならではの質の高い循環型社会の構築に向けては、更なる施策の展開を図る必要があります。

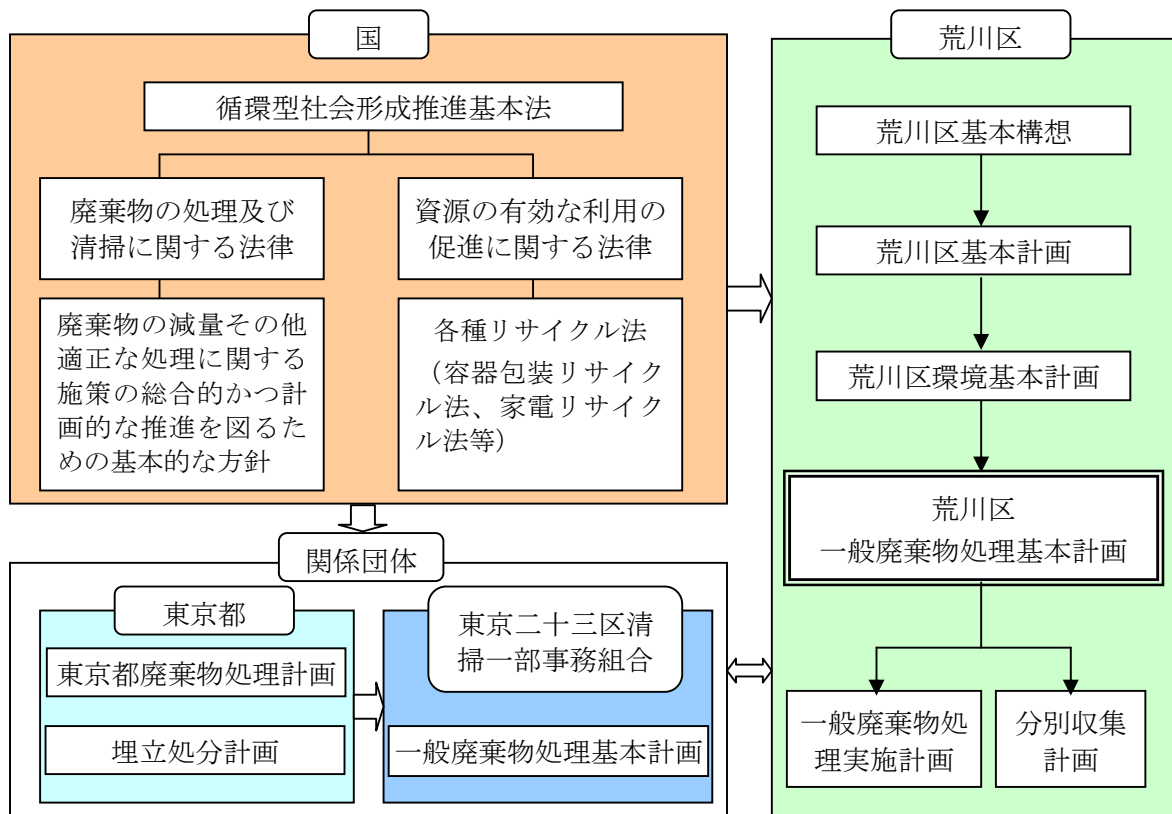
この計画は、「環境先進都市あらかわ」の実現を目指し、更なる3Rの推進と適正処理の徹底に向けた一般廃棄物処理基本計画として、新たに策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第1項の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」のうち、長期的な視点に立った区における一般廃棄物処理の基本的事項を定めた計画です。

荒川区一般廃棄物処理基本計画は、「荒川区基本構想」（平成19年3月）、「荒川区基本計画」（平成19年3月）及び「荒川区環境基本計画」（平成20年3月）を上位計画としています。基本構想では、荒川区の将来像である「幸福実感都市あらかわ」を実現するための六つの都市像の一つとして、「環境先進都市」を掲げています。また、環境先進都市の実現に向けた取組として、『区民、事業者及び行政が一体となって、資源循環型の社会づくりを進め、限りある資源の有効活用を図っていきます。』としています。

【図表1-1 荒川区一般廃棄物処理基本計画の位置付け】



3 計画の期間

この計画は、本区の清掃・リサイクル事業に係る長期的視点に立った基本的方針を定めるもので、計画期間は平成24年度を初年度とする、平成33年度までの10年間とします。

なお、計画は5年後に見直します。ただし、この期間に、社会・経済情勢の大きな変化などにより、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも計画を見直すこととします。